



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q コロナ禍で、多額の雇用調整助成金を支給したため、雇用保険料の保険料が上がると聞きました。この4月からのお給料計算で変わるのでよね?

A コロナ禍で「雇用調整助成金」の支給実績は令和4年1月現在5.2兆円を超えたそうです。雇用保険料は特別会計と言って、昔は「母屋（一般会計）は雑炊でがまんしているのに離れですきやき」とも言われたこともあり、潤沢な財政のこともありました。

しかし、コロナ禍において雇用維持のための「雇用調整助成金」等の支給により令和2年度末で枯渇し、失業等給付の積立金もほぼ尽きました。

また、育児休業給付も雇用保険料から拠出されていますが、男性の育児休業促進が進められる中、更なる財源が必要となるため、雇用保険料を上げることになりました。

どのくらいアップしたのか分かるよう、令和3年度の雇用保険料率をご覧ください。この保険料率は、平成29年以降変わらない率でしたので、お給料計算を担当する総務の方は、率の変更を忘れないようにお願いします。

【令和3年度の保険料率】

事業	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農水・清酒	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

令和4年度は、上半期と下半期で雇用保険料率が異なります。上半期の保険料は、被保険者(労働者)負担分は変わりませんが、事業主負担分は0.5/1000増えます。

上半期【令和4年4月～9月の保険料率】

事業	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	9.5/1000	6.5/1000	3/1000
農水・清酒	11.5/1000	7.5/1000	4/1000
建設の事業	12.5/1000	8.5/1000	4/1000

下半期【令和4年10月～令和5年3月の保険料率】

事業	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農水・清酒	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

下半期は被保険者負担分も上がり、事業主負担分も上がります。急に高くなったように感じるかもしれませんが、平成24年から平成27年までと同じ率で、それ以前はもっと高い率の時も多くありました。

年度途中での料率変更は平成14年以来だそうです。この点でも、給与計算で間違いのないよう注意が必要です。事業主の方は年度更新時の納付額が上がりますので、予算を確保していただきたく思います。

Q アスベストで健康を害した方への補償が始まるようです。かなりの額だと思いますが、どんな手続きをするのでしょうか?

A アスベスト（石綿）製品は健康被害を起こすため、原則として製造や使用が禁止されています。特に建設業で、石綿関連疾病に罹患した労働者や遺族に給付金が支給されます。

【石綿関連疾病】

- ①中皮腫 ②肺がん
- ③著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ④石綿肺 ⑤良性石綿胸水

【対象となる労働者等】

- ①労働基準法上の労働者
- ②中小企業主
- ③一人親方
- ④家族従事者等
- ⑤死亡した①～④の遺族

給付金の額は550万円から1,300万円と疾病の状況により決められております。請求期間は20年で、請求方法は「郵送のみ」となります。詳しい内容は厚労省HP又は電話相談窓口へお問合せ下さい。
労災保険総合ダイヤル（0570-006031）

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980